

第百二十号議案

特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小池百合子

特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例の一部を改正する条例

特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百六十四号）の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。

別表 退職報償金支給額表（第三条関係）

階級	勤 務 年 数					
	五年以上 十年未満	十年以上 十五年未満	十五年以上 二十年未満	二十年以上 二十五年未満	二十五年以上 三十年未満	三十年以上 三十五年未満
団 長	二二九、〇〇〇円	三四四、〇〇〇円	四五九、〇〇〇円	五九四、〇〇〇円	七七九、〇〇〇円	九七九、〇〇〇円
副 団 長	二二九、〇〇〇円	三三九、〇〇〇円	四二九、〇〇〇円	五三四、〇〇〇円	七〇九、〇〇〇円	九〇九、〇〇〇円
分 団 長	二一九、〇〇〇円	三二八、〇〇〇円	四一三、〇〇〇円	五一三、〇〇〇円	六五九、〇〇〇円	八四九、〇〇〇円
副 分 団 長	二一四、〇〇〇円	三〇三、〇〇〇円	三八八、〇〇〇円	四七八、〇〇〇円	六二四、〇〇〇円	八〇九、〇〇〇円
部長及び班長	二〇四、〇〇〇円	二八三、〇〇〇円	三五八、〇〇〇円	四三八、〇〇〇円	五六四、〇〇〇円	七三四、〇〇〇円
団 員	二〇〇、〇〇〇円	二六四、〇〇〇円	三三四、〇〇〇円	四〇九、〇〇〇円	五一九、〇〇〇円	六八九、〇〇〇円
						七八九、〇〇〇円

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した特別区の消防団員について適用し、同日前に退職した特別区の消防団員については、なお従前の例による。

（提案理由）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百九十四号）の施行に伴い、退職報償金の額を改定する必要がある。